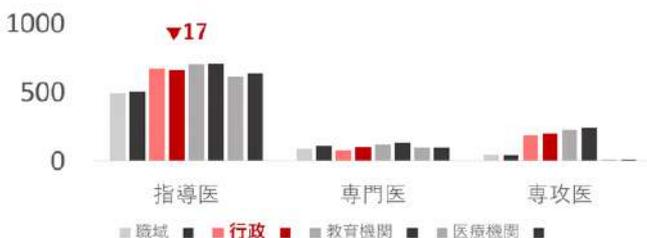




写真  
新山口駅前の  
種田山頭火像

### 指導医、専門医、専攻医の登録状況について

- 2024年7月現在の登録数 3,499名(111名↑)  
(指導医2,528名、専門医392名、専攻医468名)



### 講師

【香川県中讃保健所】  
保健所長

横山 勝教



## ブロック別指導医講習会の実施報告！

令和6年11月15日、中四国ブロック保健所連携推進会議に合わせて「社会医学系専門医協会指導医講習会（中四国ブロック）」が開催されました。

司会：原田 昌範 山口県防府保健所長  
講師・記録：横山 勝教 香川県中讃保健所長

今回は現地開催で、指導医講習会の参加者は27名でした。

今回の指導医講習会は、「社会医学系専門医制度について」の講話に加えて、「公衆衛生医師業務とコンピテンシーを学ぶケーススタディ集」を用いたグループワーク、保健所実習プログラムに関するグループワークを実施しました。

「社会医学系専門医制度について」の講話内容は、専門医・指導医の更新手続きについての説明に加えて、指導医・専門医・専攻医の登録状況について「全体としては年々増えているものの、行政分野の指導医のみが昨年度から今年度にかけて減少が見られていることを情報共有しました。

職域、教育機関、医療機関の分野では指導医も増加が続いていますが、行政分野のみ指導医の減少が認められています。指導医が少なくなれば、魅力的な専門研修プログラムを提供する体制の維持が難しくなり、若者たちから選ばれる自治体でなくなってしまうおそれがあります。今の若者たちの進路選択で重視しているのは、①OJTとOff-JTの両方を含めた計画的な教育が提供できる職場であること、②複数の施設が集まって多様な経験が約束されていること、③メンタルケアができるメンターがいることであり、これらを満たした環境で成長できているかどうか、同級生たちとリアルタイムにSNSで比較しています。こうしたことから、各自治体の指導医の存在は、その地域の専門医制度の維持や発展、ひいては地域社会の健康に必要な存在であるとお伝えしました。

### 社会医学系専門医に関する

## お知らせ

社会医学系専門医協会は、全国保健所長会や全国衛生部長会、日本公衆衛生学会などの14団体が正社員となっておりますが、2024年9月20日に、これに加えて日本医学教育学会、日本国際保健医療学会、日本法医学会の3団体が友好社員として加入しました。

友好社員は、社員総会や理事会にオブザーバーとして出席することができます。

現在の正社員と友好社員の一覧は社員名簿からご確認いただけます。

[http://shakai-senmon-i.umin.jp/wordpress/wp-content/uploads/employee\\_list\\_1202.pdf](http://shakai-senmon-i.umin.jp/wordpress/wp-content/uploads/employee_list_1202.pdf)

詳細は社会医学系専門医協会HP  
<http://shakai-senmon-i.umin.jp/>

次に、九州ブロックの指導医講習会と同様に、「公衆衛生医師業務とコンピテンシーを学ぶケーススタディ集」を用いたグループワークを実施しました。11月11日に全国保健所長会から発出されたケーススタディ集の活用状況を調べるアンケートの結果速報によれば、「ケーススタディ集」は知っているものの、実際にグループワークやディスカッションを行ったことがない保健所長がほとんどでしたので、まずは自ら体験していただき、活用について検討してもらうという目的で実施しました。

グループワークでは、CASE 8「新米保健所長として初めて精神保健福祉法第23条に基づく通報に対する対応の検討を行った事例」を使用しました。グループワークでは、隣の人と話し、テーブルの前後でグループを作って意見を話し合いまとめるなど即興で行いました。23条通報で各自治体の対応に差があることは2023（令和5）年度 全国保健所長会協力事業「措置診察および措置入院者支援の課題整理と今後の保健所の対応に関する研究」等でも、これまで指摘されてきていますが、グループワークを行うことで、より深く各自治体の事情を共有することにつながりました。各地域で医療資源や支援側の職員の不足の状況も異なるため、正解はないかもしれませんが、結果として人権を剥奪する措置であり、慎重に検討しないと将来「違憲であった」とされるリスクもあるという話も出ました。

**事例 8** 新米保健所長として初めて精神保健福祉法第23条に基づく通報に対する対応の検討を行った事例

主人公のプロフィール： 初期研修→臨床→行政、40歳代、入職1年目  
臨床医を経て、A県の保健所に入職し、国立保健医療科学院の3か月のいわゆる保健所長研修を受けて、同年9月より新米の保健所長になった。

事例の分野： 04 精神保健対策  
コア・コンピテンシー： 2 分析評価能力、4 コミュニケーション能力、8 管理的能力  
キーワード： 精神保健福祉法、通報、自傷他害の恐れ、措置診察、措置入院

ある日、A県のB保健所にて新米保健所長として働く主人公に対して、精神保健対策を担当している保健師から以下のような報告があった。

保健師： 先ほど午前9時45分に管内のC警察署より（精神保健福祉法）23条通報がありました。対象者は27歳男性、過去の精神科受診歴は現時点では確認できておりません。エピソードとしては、本朝8時ごろより、同居家族の母に対して、「敵国のスパイだろ」「私に近づくな」と発した後に、顔を殴ろうとする、物を投げつけるなどの行為がみられたため、身の危険を感じた母親が110番通報を行い、本日9時05分に（警察官職務執行法第3条に基づく）保護となったようです。

報告を受けて、主人公は、保健師2名での事前調査を指示した。

続いて、保健所で受け入れている医学生実習のプログラムの現状と改善策についてのグループワークを行いました。保健所実習は、①保健所長や保健所医師との交流だけでなく、保健師さんや薬剤師さん、獣医さんなど他の専門職でも「熱い人」に「鮮やかな臨場感のあるケース」や「臨床とかかわりのあるケース」についての話を聞ける時間があるとよい、②本庁と保健所の両方を行き来しながら、学生の興味のある健康課題に対する取り組みについて、施策がどのように実施されているのか理解できるようなプログラムがあるとよい、といった意見が出されました。

保健所連携推進会議に合わせた指導医講習会ということで、社会医学系専門医制度の説明や指導医の意義の説明だけでなく、指導医同士の連携推進につながる機会にもなればと考えて、グループワークを2回行うという講習会にしましたが、会の終了後に「グループワーク、面白かったよ」と声をかけてくださる先生もいらっやして、安堵しました。

今年度は指導医の先生方がどのような内容を指導医講習会に求めているのかニーズを調査していますので、その結果を踏まえ、次年度以降も各ブロックで工夫と改善を重ねながら、受講する皆様にとって有意義な時間になりたいと考えています。

結びに、開催に御尽力いただいた山口県の皆様、日本公衆衛生協会の皆様、参加していただいた27名の先生方にこの場をお借りして深く感謝申し上げます。会場の近くの新山口駅の駅前広場に種田山頭火像があり、「まつたく雲がない笠をぬぎ」という自由律俳句が刻まれていました。当日は残念ながら秋晴れとはいかず、写真のような曇天でしたが、中四国ブロックの先生方との楽しい時間のおかげで、心晴れやかに過ごすことができました。ありがとうございました。

次回は近畿ブロックの様子をお伝えいたします。引き続きよろしくお願いたします。

発行責任者：横山勝教（公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会委員長）